

平成25年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価について

平成25年3月29日
北陸電力株式会社

本日、経済産業大臣の告示により、平成25年5月分以降の電気料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価が以下の通り決定されましたのでお知らせいたします。

(全電圧共通・消費税等相当額込み)

	平成25年4月分 ¹ (平成24年度単価を据え置き)	平成25年5月分以降 ²
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	22銭/kWh	35銭/kWh
(参考)太陽光発電促進付加金単価 ³	4銭/kWh	1銭/kWh
合計	26銭/kWh	36銭/kWh

- 1 低圧供給の場合は、平成25年3月の検針日から平成25年4月の検針日の前日までのご使用分。
高圧・特別高圧の供給の場合は、平成25年4月1日から平成25年4月30日までのご使用分。
- 2 低圧供給の場合は、平成25年4月の検針日以降のご使用分。
高圧・特別高圧の供給の場合は、平成25年5月1日以降のご使用分。
- 3 平成25年度の太陽光発電促進付加金単価は、平成25年2月27日に経済産業大臣により認可済み。

なお、これまで各年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用期間は4月分から翌3月分とされておりましたが、経済産業省令が改正され、平成25年度より、5月分から翌4月分に変更されました。

(参考1) お客さまのご負担

従量電灯の平均的なモデルの1か月あたりの電気料金は下記のとおりとなります。

(消費税等相当額込み)

	平成25年4月分	平成25年5月分 ⁴	差引き
従量電灯の平均的なモデル料金 ⁵	6,607円	6,682円	+75円
(再掲)再エネ賦課金	66円	105円	+39円
(再掲)太陽光促進付加金	12円	3円	9円
(再掲)燃料費調整額 ⁶	147円	192円	+45円

4 平成25年4月の検針日から平成25年5月の検針日の前日までのご使用分。

5 従量電灯B、30A、300kWh/月ご使用の場合

6 平成25年4月分の燃料費調整単価：49銭/kWh

平成25年5月分の燃料費調整単価：64銭/kWh

(参考2) 電気料金算定方法(従量制の場合)

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金 (燃料費調整額を含む)} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} + \text{太陽光発電促進付加金}$$

1か月の電気ご使用量(kWh) × 単価(円/kWh)

以上